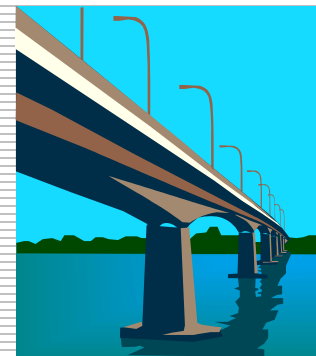
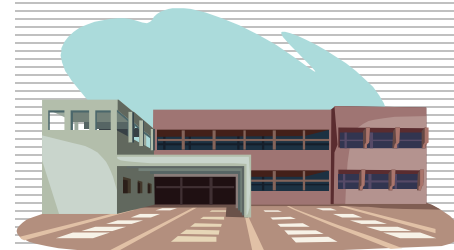


公共施設マネジメント推進について

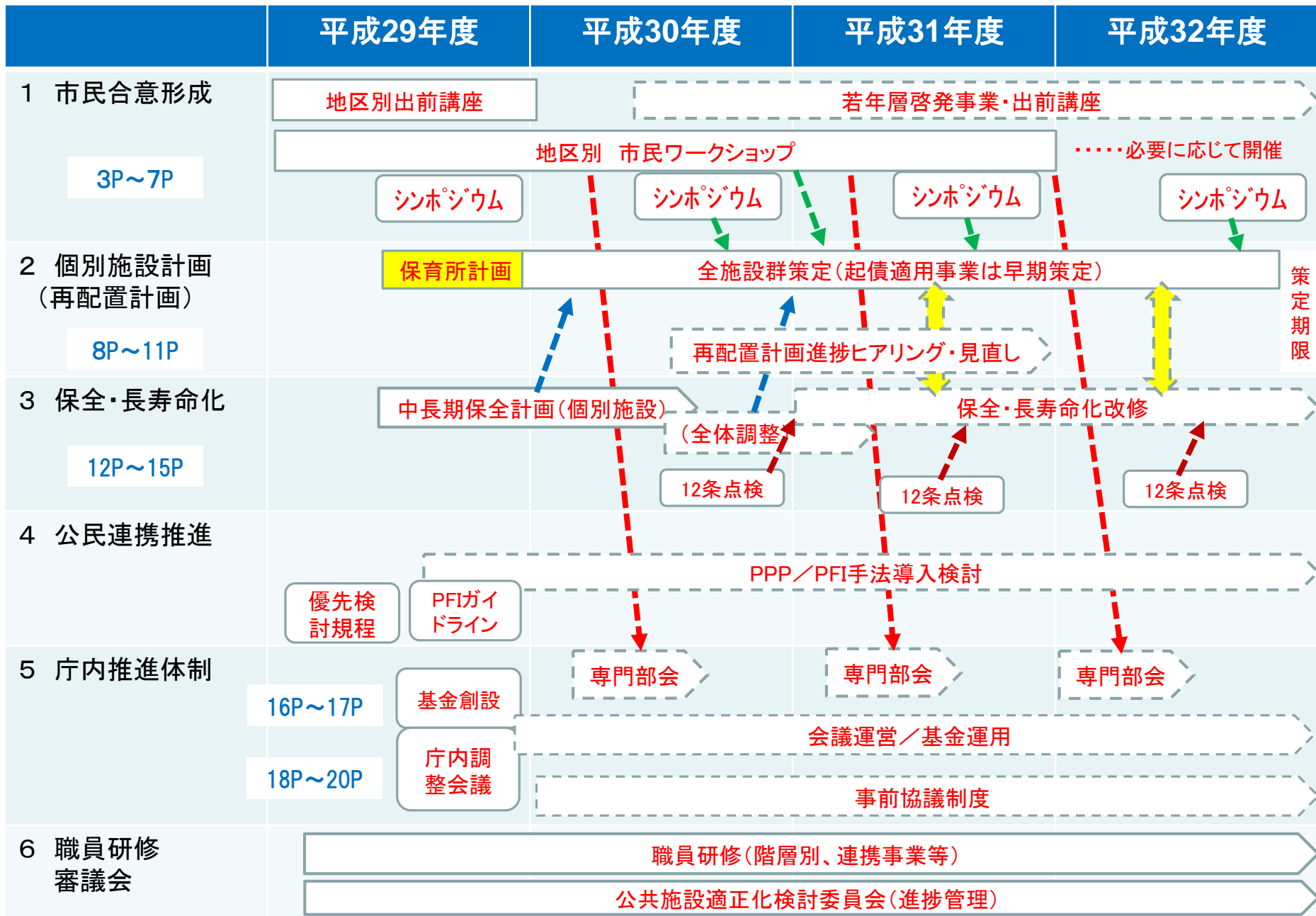
～ 将来世代に負担を先送りすることなく、
より良い資産を次世代に引き継いでいくために ～

平成29年12月21日

総務部 公共施設マネジメント推進課



公共施設マネジメント推進 年次スケジュール(案)



1 市民合意形成に向けた取組について①

1 出前講座

H27年9月～H28年7月 全32地区で出前講座を実施。
(公共施設の現状と課題、公共施設マネジメントの基本方針など総論を説明)
各地区からの意見・要望等市ホームページに掲載

・出前講座第2弾として、各地区の施設に係る老朽化度、利用度、費用度にかかる定量分析結果、再配置シミュレーションなどのデータを提示し、各論の検討に進む。

2 市民ワークショップ

- ・昨年、芋井地区で開催した市民ワークショップについて、他の地区でも市民と行政が公共施設の再配置について一緒に考えるワークショップを開催する。
- ・今後3年程度で、全地区での開催を前提に、住民自治協議会に協力を依頼(2月16日理事会)

《ワークショップのねらい》

公共施設見直しの計画策定前の段階から、市民の皆さまと市と一緒に検討する、地域の公共施設に関する試み。

人口減少時代の中、地域の賑わいや、活力あるまちづくりにつながる施設の集約化、多世代交流の促進を生み出す複合化・多機能化など、様々な意見を自由に出し合っていたいただき、ご意見を整理し、地域の公共施設再配置検討のたたき台にしたい。

なお、対象施設の整備方法や存続廃止を決定するものではない。

3 啓発リーフレット

マンガでわかる！公共施設等総合管理計画、マネジメント・ニュースレターの発行

4 市民シンポジウム

平成30年1月20日(土) 芸術館アクトスペース ※詳細別紙 資料3

1 市民合意形成に向けた取組について②

1 出前講座

実施日	地区	実施日	地区
1月18日(水)	中条	8月20日(日)	大岡
3月22日(水)	第四	8月24日(木)	戸隠
4月26日(水)	芋井	9月6日(水)	古牧
5月10日(水)	大豆島	9月13日(水)	更北
5月16日(火)	豊野	10月4日(水)	古里
5月17日(水)	小田切	10月18日(水)	鬼無里
5月22日(月)	篠ノ井	10月20日(金)	吉田
6月9日(金)	朝陽	10月23日(月)	信州新町
6月10日(土)	浅川	10月30日(月)	柳原
7月1日(土)	若槻	11月9日(木)	川中島
7月21日(金)	第二	11月14日(火)	第五
8月8日(火)	三輪／芹田	11月15日(水)	第一／安茂里
8月18日(金)	七二会	11月20日(月)	若穂
8月19日(土)	松代	11月22日(水)	信更

<今後開催地区> 12月21日長沼、1月18日第三地区

平成29年11月末現在参加人数 970人
詳細資料(一覧表)を ホームページに掲載

1 市民合意形成に向けた取組について③

2 市民ワークショップ

地区	開催日程等
篠ノ井 終了	8月6日～9月23日(4回) 討議参加のべ134人 「南部図書館、こども広場」等、篠ノ井駅周辺の公共施設再配置について検討 ※前橋工科大学堤准教授のBaSSプロジェクトの共同研究事業として実施
朝陽 終了	9月17日～11月18日(3回) 討議参加のべ101人 支所・公民館の建替え整備について関心が高い。 支所・公民館に対するワークショップの意見は、地元の整備検討委員会に引き継ぐ
七二会 終了	10月16日～12月4日(3回) 討議参加のべ110人 支所の建替え整備について関心が高く、JAの意向も踏まえて引き続き検討していく
浅川	11月11日～2月24日(2回) 浅川地区の公共施設再配置について、地区役員で話し合うWS
信州新町	11月12日～1月13日(4回) 公募メンバー＋区長中心。中学生、高校生もメンバーに加わる 「博物館・美術館活性化」及び「小学校の老朽化対策」は別途検討中
松代	11月26日～1月21日(4回) 支所周辺を中心部の検討と、小学校を中心とした周辺部の検討を実施する 松代荘及び周辺整備については別途検討中
大岡	12月9日～2月11日(5回) 小さな拠点のモデル地区であり、都市政策課と連携して開催 第1回は共通で、2・3回は小さな拠点づくりについてを中心に、4・5回は公共施設を中心に考えるワークショップとする

1 市民合意形成に向けた取組について④

篠ノ井地区の「公共施設について考える市民ワークショップ」は、①篠ノ井地区公共施設整備、②南部図書館の移転改築、③篠ノ井駅周辺の活性化対策、をテーマに掲げ、5グループから意見発表いただいた。

各グループの意見はさまざまで、一つの意見にまとまっていないが、以下の諸課題等について長野市として対応を検討する必要がある。

- 1 南部図書館の老朽化・狭隘化。移転改築する場合の場所の絞り込み。
- 2 篠ノ井こども広場の狭隘化。駐車場不足等。
- 3 南部勤労青少年ホームの耐震化と女性の家を含めた利活用。
- 4 篠ノ井駅西口の市有地の利活用。JR貨物との土地交換。
- 5 篠ノ井駅周辺の活性化と公共施設総量縮減（複合化・多機能化）等

※詳細別紙 資料4

複合化の検討も含め、複数の部局にまたがる課題

ワークショップの意見を受け止め、課題を解決するため、庁内検討会議に「篠ノ井地区専門部会」を設置（事務局：公共施設マネジメント推進課）し、関係課が集まり検討・調整を進めていく。

課題に応じて

市全域での調整・合意形成

周辺地域における調整・合意形成

篠ノ井地区との調整・合意形成

調整会議

18P~20P

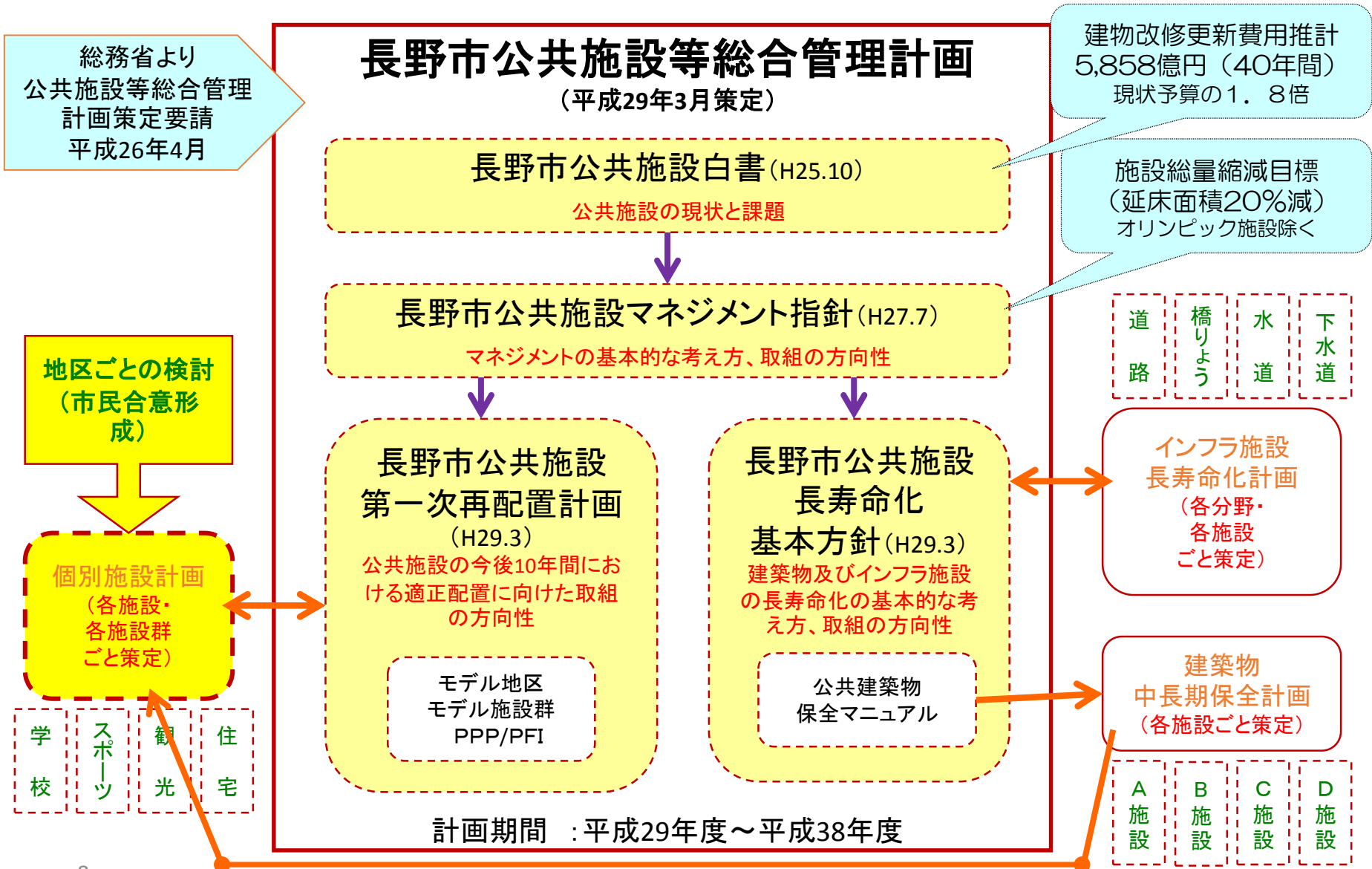
今後、他地区のワークショップにおいても、課題が明確になって来た場合には対応を検討する。朝陽地区では、支所と公民館の総合市民センターへの建替えが想定されるが、その場合は、支所を所管する地域・市民生活部と、公民館を所管する教育委員会において対応する

1 市民合意形成に向けた取組について⑤

～市議会からの主な質問等～

○広域施設や大型施設はどの部署が担当するか含め、将来どのような組織体制を目指すか	広域施設や大型施設については、当面は、施設所管部局が公共施設マネジメント推進課と連携して、複合化・多機能化を進めていきたい 今後の組織体制については、公有財産の利活用の推進を一体とした組織を検討している。公共施設を一括管理する組織について、先進都市におけるメリット・デメリットを参考に、本市にふさわしい体制を判断していく
○広域性の高い施設に関し、どのようにマネジメントしていくのか	広域性の高い施設は、利用者や対象エリアの市民意見のほか、専門家の意見など、施設の特性に応じて様々な手法によって意見をいただきながら議論し、施設の在り方を考えて行く必要がある 加えて、複合化・多機能化が必要と考えており、そのためにも従来の縦割り組織に捉われない、横串を通した体制で進めていく
○ワークショップの意見と広域的な意見が異なることも想定されるが	広域的な検討の中でも、ワークショップの意見は参考にしていく。広域的な検討にワークショップメンバーに参加いただくことも考えたい。
○芋井はワークショップの後、地元の合意形成が進んだが、篠ノ井は地元を含めた進め方が不明	当課が事務局となり庁内の調整を進めて行く。庁内関係課で課題を整理して、地元との協議の進め方も検討していく
○ワークショップで検討された事項は総合管理計画にどのように反映されるのか	ワークショップは、結論を導く会議ではないため、総合管理計画と直接結びつくものではない。ワークショップは、施設の再編・再配置に向けたスタート台であり、出された様々なアイデアや意見、課題等を施設所管課と公共施設マネジメント推進課が協力して検討を進めていく
○学校施設も含めて市の具体的な方向性を示して議論すべき。ワークショップでは議論が進まない	現段階では、議論の入口として地元の思いや課題を共有していくためにワークショップという手法を利用している。教育委員会から学校の在り方の方針が出れば、改めて学校を中心とした検討が必要と考える
○マネジメントは長い取組。ワークショップに若い世代の参加が必要。女性も少ない	これまでも多様な参加者になるよう努めてきたが、来年度に向けて更に若年層、女性の参加者が増えるよう、公募等工夫していきたい

2 個別施設計画の策定に向けて①



2 個別施設計画に記載すべき事項

(インフラ長寿命化基本計画より)

9

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる計画をできるだけ早期に策定し、計画に基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

①対象施設

行動計画において策定することとした施設を対象とする。

個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的な計画策定の単位(事業ごとの分類(道路・下水道等))や構造物の分類(橋りょう・トンネル・管路等)を設定し、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

定期点検サイクル等を考慮して計画期間を設定し、点検結果や経年劣化等を踏まえて適宜計画を更新する。

インフラ長寿命化基本計画に示す取組を通じ、計画期間の長期化を図り、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設の役割、機能、利用状況、重要性など、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定し、優先順位の考え方を明確にする。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について施設ごとに整理する。点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、③で明らかにした事項のうち必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

③、④をふまえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには更新時を捉えた「機能移転・用途変更、複合化・多機能化、廃止・撤去、耐震化等」の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

2 個別施設計画の策定に向けて②

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

平成25年11月29日決定

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画) 【国】

平成28度中の策定要請

(行動計画) 【国】

各省庁が策定

(行動計画) 【地方公共団体】

公共施設等総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

公営住宅

...

(個別施設計画)

※個別施設計画に記載すべき事項

(インフラ長寿命化基本計画より)

- ①対象施設
- ②計画期間
- ③対策の優先順位の考え方
- ④個別施設の状態等
- ⑤対策内容と実施時期
- ⑥対策費用

(平成29年3月23日)

◇各府省庁は、自ら「個別施設計画」を策定するとともに、地方公共団体など「個別施設計画」を策定すべき主体に対し、平成32年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画を策定するよう、所要の働きかけを行う。また地方公共団体等に対し、計画策定・推進上の留意点・支援策を周知する。

学校、市営住宅など所管省庁から策定を求められている施設群においては、その指示によって策定する。省庁から指示のない施設群においても、基本的にすべて策定する。策定時期は平成32年度中を期限とすることとし、策定の範囲は所管課ごとを想定している。

本市として統一的な策定方針等について検討する。

2 個別施設計画の策定に向けて③

公共施設等の適正管理に係る地方債措置 【公共施設等適正管理推進事業債】

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策を推進し、その適正配置を図るため、従来の「公共施設等最適化事業債」を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設。(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)

公共施設等適正管理 推進事業債

期間:平成29年度から平成33年度まで (⑥は32年度まで)

①集約化・複合化事業	対象事業:延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 充当率等:充当率90%、交付税算入率50%
②転用事業	対象事業:他用途への転用事業 充当率等:充当率90%、交付税算入率30%
③除却事業	充当率等:充当率90% (従前75%)
④長寿命化事業【新規】	対象事業:公共用建物＝施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 社会基盤施設(道路・農業水利施設)＝所管省庁が示す管理方針に基づく事業 充当率等:充当率90%、交付税算入率30%
⑤立地適正化事業【新規】	対象事業:コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業 充当率等:充当率90%、交付税算入率30%
⑥市町村役場機能緊急保全【新規】	対象事業:耐震化未実施の市町村本庁舎の建替え事業等 充当率等:充当率90%、交付税算入率30%

①～⑥全て「公共施設等総合管理計画」に基づき行われる事業が対象
①・②・④・⑥は「個別施設計画」に、⑤は「立地適正化計画」に位置付けられた事業が対象

保育所長寿命化計画

皐月保育園の移転改築事業に、公共施設等適正管理推進事業債を活用するため他施設に先行する形で、起債要件の「個別施設計画」を策定 ※別紙資料5

3 建築物の中長期保全計画について(1)

中長期保全計画とは

中長期保全計画とは、計画的な予防保全を実施するため、建物の状況に応じた改修等の実施内容、予定年度、概算額を建物部位ごとに設定し、保全予算の推計に利用するための計画。

長寿命化する(200㎡以上)

新耐震の非木造施設

目標使用年数【80年】

20年目
中規模改修

40年目
長寿命化改修

60年目
中規模改修
EV・受変電設備

30年目
EV・受変電設備

1998(H10)年建以降の
木造・LGS造施設

1997(H9)年建以前の
木造・LGS造施設

目標使用年数【40年】

20年目
中規模改修

旧耐震の非木造施設

目標使用年数【50年】

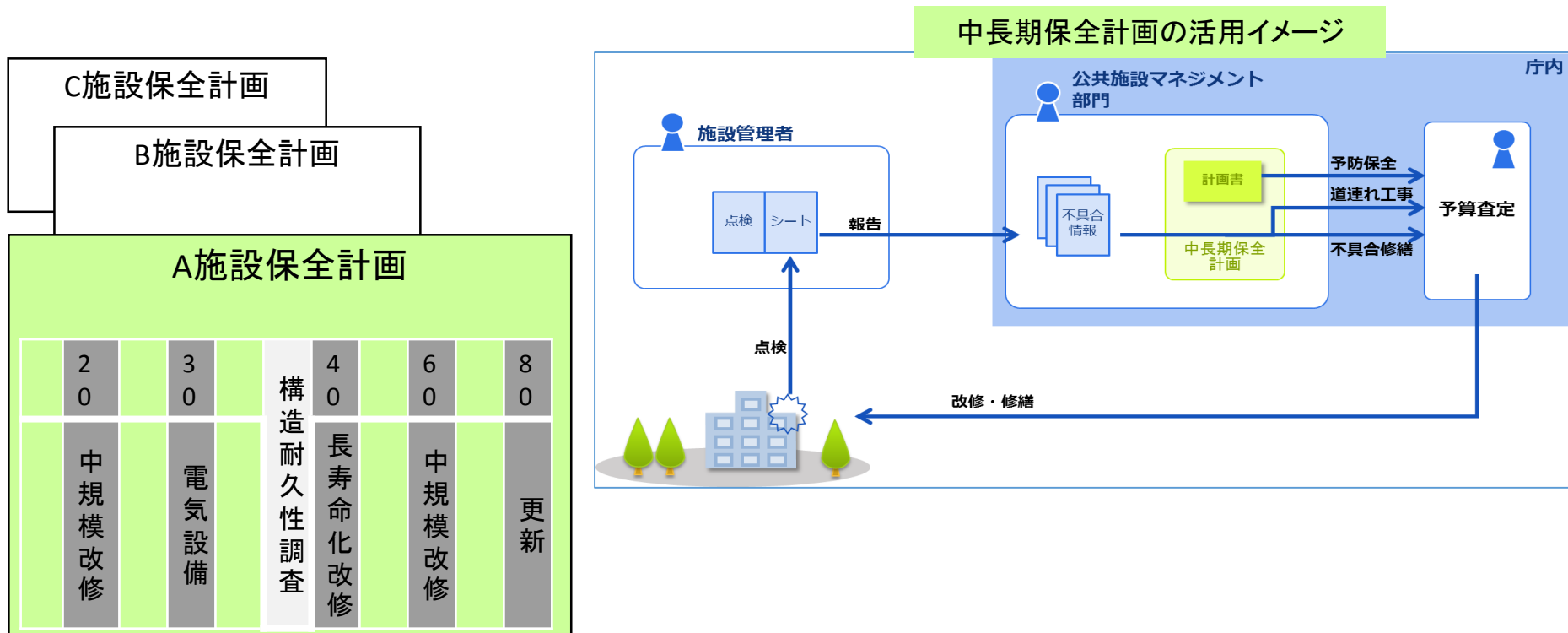
個別施設計画に、廃止または建替えの計画
を記載する

中規模・長寿命化改修を実施する中長期保全計画を作成する。廃止の
予定が無い施設は、20%縮減した面積で建替える計画を作成する。

廃止の予定が無い施設は、20%縮減した面積で建替える中長期保全計
画を作成する。

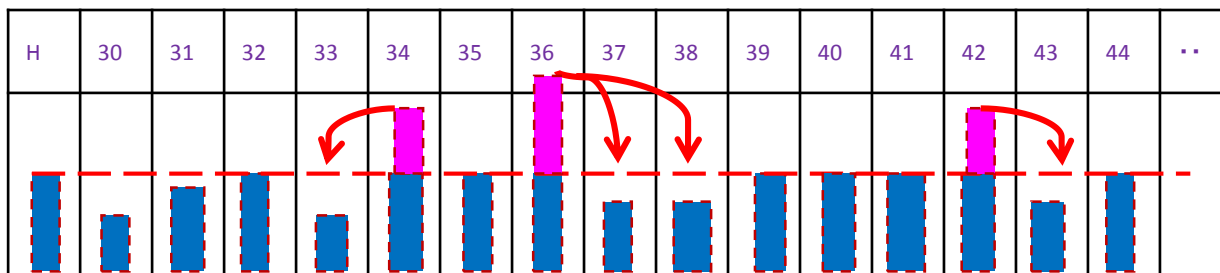
3 建築物の中長期保全計画について(2)

今後も使い続ける施設について、どのように目標耐用年数まで施設を保全していくか検討、「中長期保全計画」を作成。必要な費用を年度別に明確化し、計画的な予算確保と、修繕・改修の実行を目指す。「現場レベルの点検」と「中長期保全計画」を活用、全庁的な推進体制のなかで、公共施設の適切な維持管理のために必要となる予算を確保する仕組みを検討する。



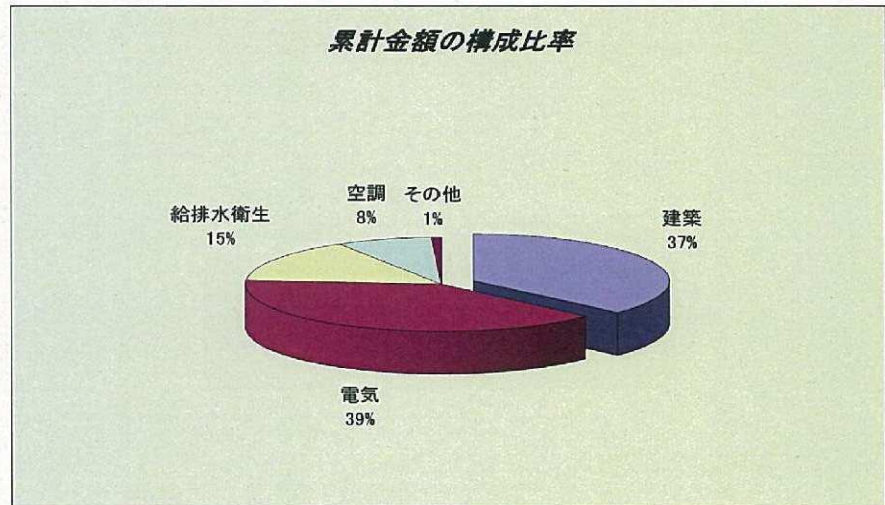
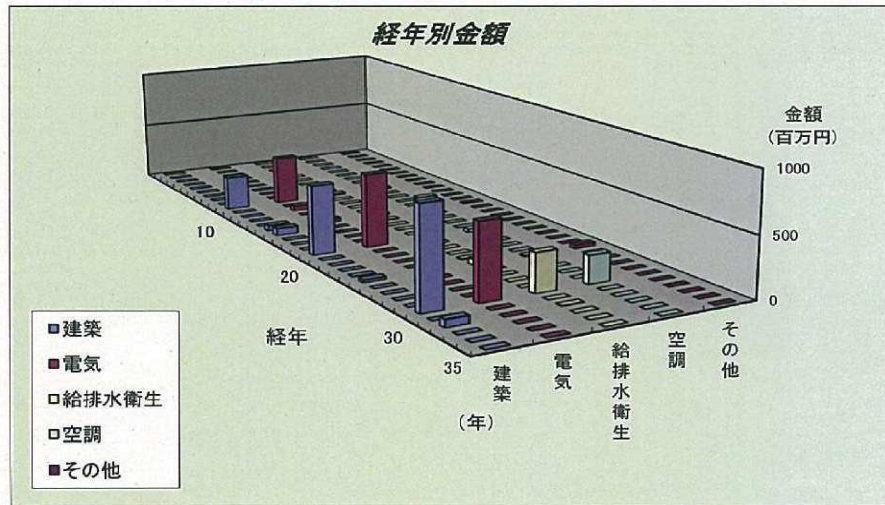
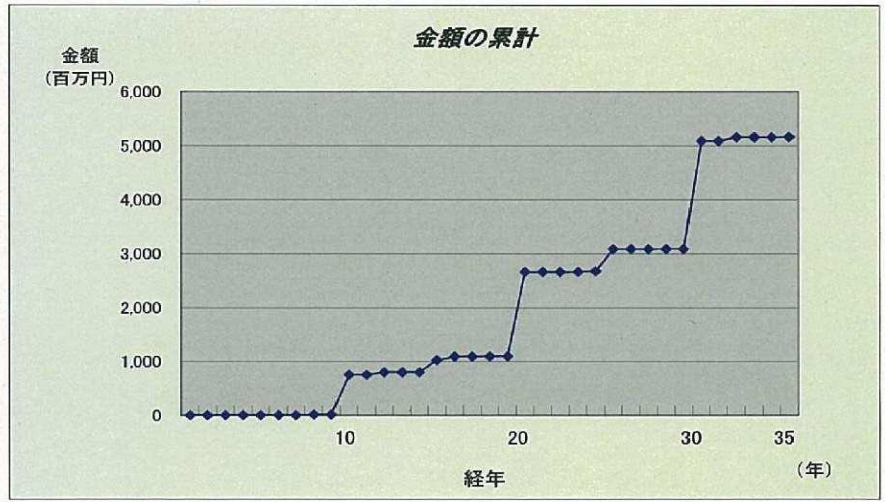
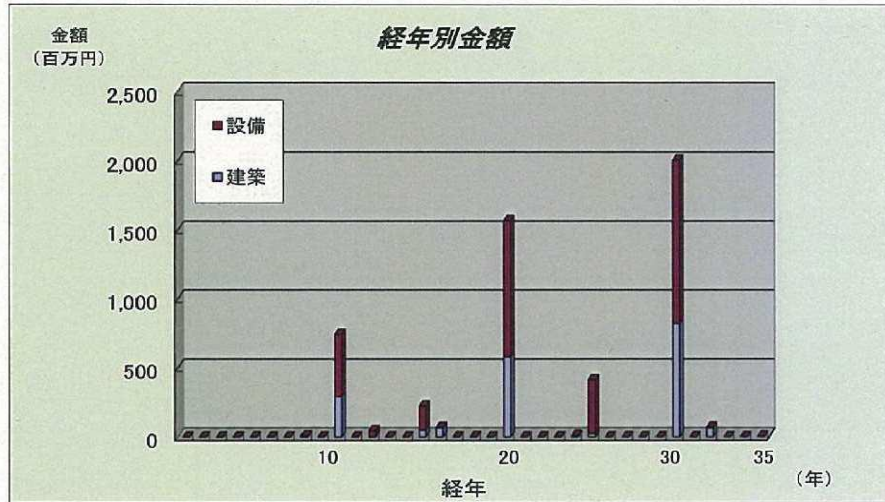
C施設保全計画									
B施設保全計画						A施設保全計画			
20	30	構造耐久性調査	40	60	80	中規模改修	電気設備	長寿命化改修	更新

計画一元化のイメージ



調整・平準化

3 個別施設における中長期保全計画のイメージ



- 公共施設マネジメント支援システムを活用し、施設所管課において必要な情報を入力して中長期保全計画を作成する。なお、オリンピック施設など大規模施設(駐車場を除く床面積が5,000㎡以上で新耐震基準の施設)は、業務委託により作成する。

- 大規模施設以外は、用途・階数・外部の仕上げごとに、床面積当たりの単価を設定し、公共施設マネジメントシステムに登録されている各施設の面積などの内容により、自動的に改修費を積算する。
- 施設所管課において、調理室・理科室等の有無、受水槽の容量、EV・受変電設備・ポンプユニットの有無、エアコン・暖房機の設置された室数など、設備に関する内容を確認したうえ、必要な情報を公共施設マネジメントシステムに入力するとともに、直近の大規模改修工事について確認する。
- 城山庁舎など用途廃止予定施設を除き、当面の間、20%縮減した面積での改築を前提に積算するが、「個別施設計画」の作成に伴い修正するものとする。
- 今年度10月からシステム入力作業を行い、来年度業務委託で作成する予定の施設を除き、1月を目途にシステム計算したデータをまとめる。

4 公共施設マネジメントのための基金造成について 16

◆平成27年7月 市公共施設マネジメント指針

公共施設等の改修、更新に要する費用を確保する一つの方策として「長野市公共施設等総合管理基金（仮称）」を創設する

◆平成29年3月 市公共施設等総合管理計画

公共施設マネジメント指針と同様の記載

◆平成29年2月 公共施設のあり方調査研究特別委員会

基金の創設について説明

・平成29年度中に詳細な制度設計を行い、平成30年度からスタートすることとした。規模、積立及び取崩ルールの考え方についても説明

基金の目的等

今後「長野市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化のための保全や、施設総量縮減のための建物の統廃合、除却等「公共施設マネジメント」を推進するため多額の事業費が必要となる。

将来の公共施設（建物）の保全、更新を計画的に進めていくための財源に充てるため、新たな特定目的基金を設置する。

【条例案】第1条 公共施設の長寿命化に関する事業の推進及び計画的な更新、並びに活用の財源に充てるため、長野市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

4 基金の運用(案)

(1) 基金造成の原資

公共施設建設の財源として造成し、一定の役割を終えた「市制90周年記念文化施設建設基金」及び「庁舎整備基金」の残余について、引き継ぐ

(2) 積立財源と想定する収入

- ① 市有財産の処分、利活用に係る収入で、予算において歳出事業の財源となっていないもの（現在、一般財源として当該年度で収入）
 - ・ 普通財産貸付収入
 - ・ 普通財産売払収入
 - 等
- ② 基金運用収入
- ③ その他

(3) 活用先の想定

- ① 長寿命化等改修事業に要する経費の一部
- ② 売却・賃貸の見込める施設等の解体撤去に要する経費の一部



今後、再編再配置計画が進展し、中長期保全計画（H30年度）・個別施設計画（H32年度目標）の策定の進捗を図る中で、国の支援や市債の活用を見据えながら、基金の目標額・運用原資・活用事業について、検討していくこととする。

5 マネジメント庁内推進体制の強化

◇マネジメント推進の組織体制は段階的に強化を進めてきた

平成26年4月総務部
行政管理課の中に
公共施設マネジメント
推進室を設置(3名)



平成29年4月総務部に
公共施設マネジメント
推進課を設置(5名)



平成30年4月
公有財産の利活用
推進と一体とした
組織を検討中

総合管理計画【基本方針4】 ～全庁的な公共施設マネジメントの推進～

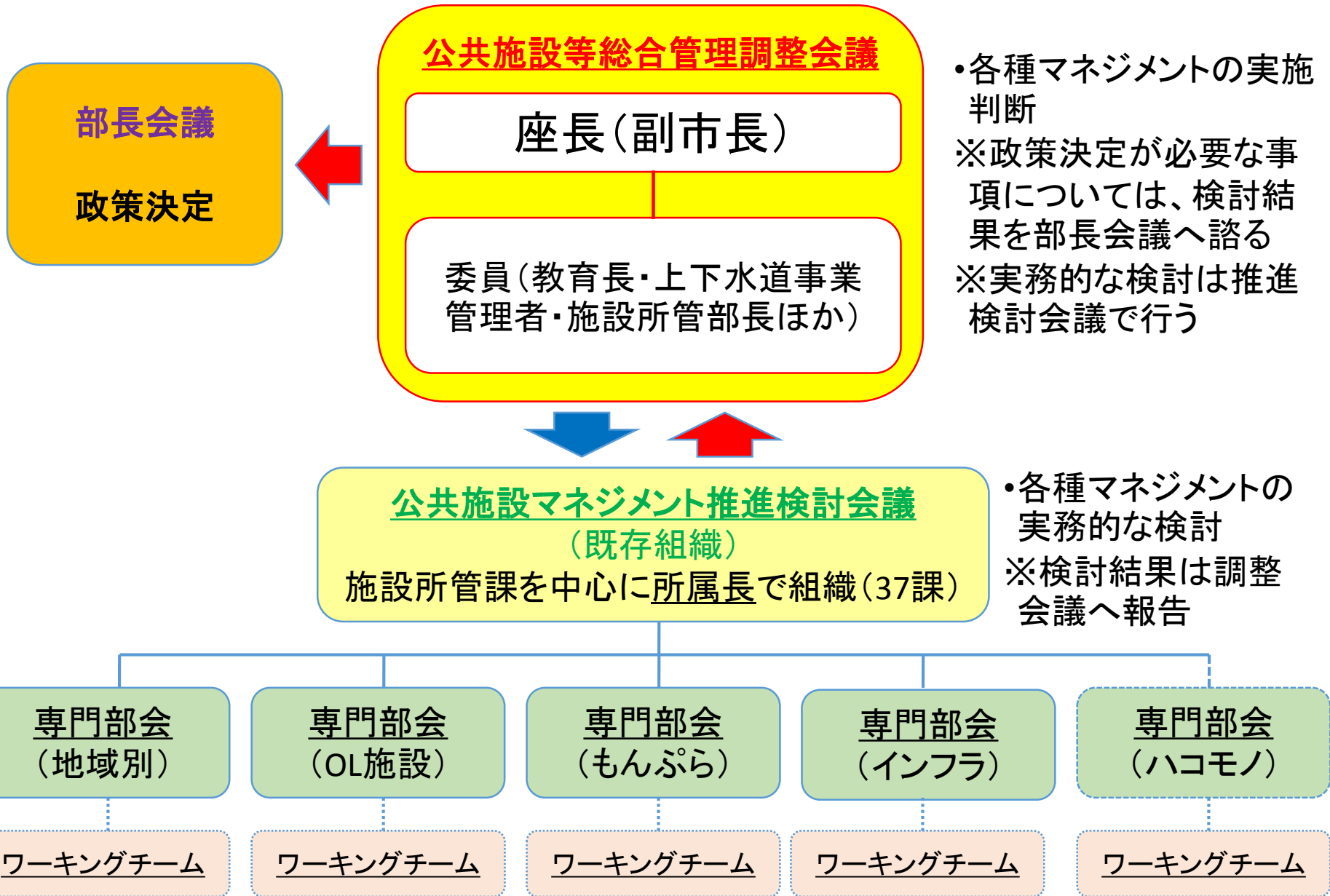
推進に当たっての課題

- 全庁的・総合的な視点による個別施設計画及び長寿命化計画の策定方針の調整
- PPP/PFI導入時体制整備(調整)
- サウンディング型市場調査導入調整
- 地区別ワークショップ後の庁内検討体制 (例:篠ノ井地区の課題等)
- 複合施設整備時の事業所管課調整及び整備後の施設管理運営体制整備検討
- 職員の意識改革 等



トップマネジメントの推進を図るため庁内の情報共有・調整を行う
(仮称)公共施設等総合管理調整会議を新たに設置する

5 公共施設等総合管理調整会議のイメージ



※専門部会の下部組織としてワーキングチームを組織することができる

5 調整会議設置後の庁内体制

